

鳥獣害対策ニュース No.1

シカ被害対策

シカによる農林業被害についての問い合わせが多数寄せられています。今回はシカ被害対策の現況についてご紹介します。

県内において増えすぎたニホンジカの個体数を適正に管理するため、「ニホンジカの滋賀県特定鳥獣保護管理計画」が策定され、現状の個体数を半減することを目標にニホンジカの捕獲を実施しています。

市内においても個体数調整のため、現在、銃・オリ・わなによる捕獲方法により、年間捕獲目標頭数を520頭とし、下記の許可期間内で関係機関の協力のもと実施しています。



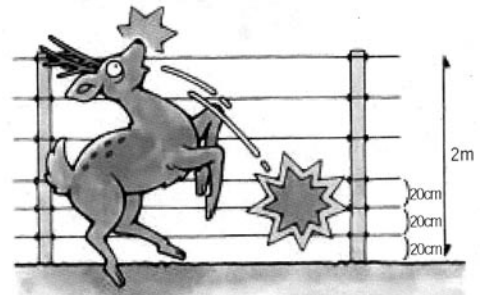
捕獲許可期間中はご注意ください!

許可期間

5月16日(火)

11月14日(火)

- ・日の出から日没まで銃による捕獲が行われる日があります。
- ・銃による捕獲のため、銃声が聞こえることがあります。



電気柵設置例

また、市民の安全確保には万全を期していますが、入山者の不慮の事故を防ぐためにも、狩猟者にわかりやすい服装で入山するなど、十分に注意してください。

問い合わせ
農業振興課鳥獣害対策係
☎65・0734
FAX 63・4592



ISOこうか (家庭編) 申し込み受付中!

家庭からはじめよう! 地球にやさしくらし

地球温暖化対策は私たちの大きな課題となっています。市では家庭でも取り組める『ISOこうか (家庭編)』認定制度を実施しています。一人ひとりの小さな取り組みが大きな輪になっていくことを願っています。『地球にやさしいひと・家庭・地域』をめざし、ぜひご参加ください。

○応募方法

各支所地域振興課(水口支所除く) 備え付け又は甲賀市ホームページからダウンロードした応募用紙に記入し、環境課又は各支所地域振興課へ提出していただくと、ISOこうか(家庭編)の冊子をお渡します。

○取り組み方法

- ①冊子の中の活動項目から取り組む項目を選んで3か月間取り組みます。
- ②毎週1回「取り組みチェック表」に結果を記入します。
- ③3か月の取り組みの結果、認定基準に達したら「取り組みチェック表」を提出してください。

○認定

認定基準に達した家庭に、「認定証」と賞品をお渡します。

問い合わせ 環境課エコライフ推進係
☎65-0691 FAX 63-4582

問い合わせ
環境課
☎65・0692
FAX 63・4582

犬や猫を飼っている方へ

ご近所に迷惑をかけていませんか?

犬や猫に関する苦情が多数寄せられています。

●犬を飼う方へ

○放し飼いはやめましょう

人に咬みついたり、農作物に被害を与えたりします。また、犬がわがままになり、飼い主の手に負えなくなったり、事故にあうなど犬にとっても危険です。

○フンの後始末をしましょう

公共の場所や他人の土地・建物を汚さないようにするのが当然のマナーです。フンはできる限り自宅までせまじょう。散歩時にはビニール袋等を携帯し、フンは持ち帰って処理しましょう。

○しつけをしましょう

無駄吠えやとびつきは、犬の習性を理解してしつけすることである程度なくせます。

○迷子にならないようにしましょう

鑑札や迷子札を首輪に付け、首輪をしつかり装着しましょう。つながない犬、および飼い主不明の犬は保護されることがあります。引き取り手がなく安楽死処分になってしまつた犬は少なくありません。愛犬が迷子になったらすぐに探してあげてください。

●猫を飼う方へ

○子犬が産まれてきても飼えないのであれば、不妊去勢手術を受けさせましょう。

○野良猫にむやみにエサを与えていませんか

安易にエサを与えていると、あつという間に増えてご近所に迷惑をかけます。猫にエサを与えるのであれば、自分の飼い猫として責任を持ちましょう。

○子猫のうちから排便などのしつけをきちんとしましょう。公共の場所や他人の土地・所有物を猫が荒らしたり、排泄物で汚したりしないように気配りをしてください。

○子猫が産まれてきても飼えないのであれば、不妊去勢手術を受けさせましょう。